6　特定信用事業代理業の実施状況

⑴　貸出金関係

①　（略）

②　媒介

（略）

（記載上の注意）

1　当期中における法第106条第２項第１号に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を所属組合ごとに記載すること。

２～４　（略）

⑵　貯金関係

①　（略）

②　媒介

（略）

（記載上の注意）

「件数」欄は、法第106条第２項第２号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属組合ごとに記載すること。

⑶　為替取引関係

（略）

（記載上の注意）

1　「代理」欄は、当期中における法第106条第２項第３号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。

2　「媒介」欄は、当期中における法第106条第２項第３号に規定する契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

⑷　手数料の状況

（略）

（記載上の注意）

「手数料」欄は、当期中に所属組合（特定信用事業代理業再受託者（法第108条において読み替えて準用する銀行法第52条の58第２項に規定する特定信用事業代理業再受託者をいう。）にあっては、特定信用事業代理業再委託者）から得た特定信用事業代理業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第６号（第50条の31の43第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書

（　年　月　日から
年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所又は
事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印

6　特定信用事業代理業の実施状況

⑴　貸出金関係

①　（略）

②　媒介

（略）

（記載上の注意）

1　当期中における法第121条の２第２項第１号に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を所属組合ごとに記載すること。

２～４　（略）

⑵　貯金関係

①　（略）

②　媒介

（略）

（記載上の注意）

「件数」欄は、法第121条の２第２項第２号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属組合ごとに記載すること。

⑶　為替取引関係

（略）

（記載上の注意）

1　「代理」欄は、当期中における法第121条の２第２項第３号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。

2　「媒介」欄は、当期中における法第121条の２第２項第３号に規定する契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

⑷　手数料の状況

（略）

（記載上の注意）

「手数料」欄は、当期中に所属組合（特定信用事業代理業再受託者（法第121条の４において読み替えて準用する銀行法第52条の58第２項に規定する特定信用事業代理業再受託者をいう。）にあっては、特定信用事業代理業再委託者）から得た特定信用事業代理業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第６号（第50条の31の43第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書

（　年　月　日から
年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所又は
事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印